

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名 農林水産省			
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(徴収関係)				
要望項目名	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第48条に基づく一時金に対する所要の規定の整備				
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号。以下「平成13年統合法」という。）附則第48条の規定に基づく一時金（以下「特例老齢農林一時金」という。）について、国税徴収法に規定する保険制度に基づく給付の差押え禁止の対象とすること等。</p> <p>特例措置の内容</p> <p>特例老齢農林一時金は、退職を機会として将来支給されることとなる年金額の現価相当額を年金受給者の選択により受け取れるようにするものであることから、他の社会保険制度に基づく退職手当等とされる給付と同様に国税徴収法に基づく差押禁止にすることにより、農林漁業団体職員共済組合制度の円滑な運営を図る必要がある。</p> <p>また、所得税法施行令第72条第1項第2号の規定により退職手当等とみなすこととされており、特例老齢農林一時金についても同様に、退職手当等とみなすこと。</p>				
関係条文	地方税法第48条等滞納処分に係る条項、第50条の2、第50条の3、第328条、第328条の2、国税徴収法施行令第35条第3項、所得税法施行令第72条第1項第2号				
要望理由	<p>特例老齢農林一時金は、平成14年4月の厚生年金保険制度と農林漁業団体職員共済組合制度との統合に伴い、旧農林共済組合員期間が短い者が増加することによる少額年金者への支給の対応として措置されるものである。この一時金は、平成22年4月施行の政令改正によりその支給方法について規定することとなるが、特例老齢農林一時金は、将来支給されることとなる年金額の現価相当額を年金受給者の選択により受け取れるようにするものである。このことにより、低額の年金を支給し続けることによる支給者、受給者の事務負担も軽減するものである。</p> <p>特例老齢農林一時金は、退職を機会として将来支給されることとなる年金額の現価相当額を年金受給者の選択により受け取れるようにするものであることから、他の社会保険制度に基づく退職手当等とされる給付と同様に国税徴収法に基づく差押禁止にすることにより、農林漁業団体職員共済組合制度の円滑な運営を図る必要がある。</p> <p>また、所得税法施行令第72条第1項第2号において平成13年統合法附則の規定に基づく一時金は退職手当等とみなすこととされていることから、今般の特例老齢農林一時金についても平成13年統合法附則の規定に基づく一時金に該当し、退職手当等とみなされる一時金に該当することを確認する必要がある。</p>				
減収見込額	(初年度)	－ (－)	(平年度)	－ (－)	(単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	・ 国税		・ 融資、補助金その他	
	22年度の要望	<p>・ 国税</p> <p>特例老齢農林一時金について、国税徴収法に規定する保険制度に基づく給付の差押禁止の対象とすることと併せ、所得税法施行令第72条第1項第2号に規定する退職手当等とみなすこと。</p>		<p>・ 融資、補助金その他</p> <p>国民年金が発足する昭和36年4月前の旧農林共済組合員期間に係る特例年金給付の支給に要する経費については国庫補助を行っており、特例老齢農林一時金についても当該期間に係る部分について国庫補助を行う。</p>	
過去の要望経緯	－				
本要望に対応する縮減案	－				